

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3328号及び第3329号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3328号では、横浜市教育委員会が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3329号では、横浜市長が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「添付した資料について下記の3点が確認できる文書 (1) 「紛失している状況」について、請求者に連絡した内容がわかる文書※請求者は住所地に不在だった時期があり、紛失について連絡があっても確認できていない可能性があります。(2) 請求者の「個人の情報にアクセスできない」と確認したことについて、その確認を教育委員会事務局が行うことができる旨の記載がある法令・通達等の文書 (3) 「記者発表をしないこと（非公表）」について、非公表とした根拠が確認できる法令・通達・マニュアル等の文書」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3328号】

(2) 「令和6年7月12日、横浜市旭区特定地に訪問した際の、(1) 管理ノートに書写した文書 (2) 写真」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3329号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	実施機関
3328	令和6年10月9日	令和6年10月23日	令和6年11月1日	令和6年11月29日	教育委員会
3329	令和6年9月5日	令和6年9月20日	令和6年11月25日	令和6年12月24日	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3328	「添付した資料について下記の3点が確認できる文書 (1) 「紛失している状況」について、請求者に連絡した内容がわかる文書※請求者は住所地に不在だった時期があ	不開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当 (当該文書の存否を答えること自体が個人情報情報を公にすることとなり、条例第7条第	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
	り、紛失について連絡があっても確認できていない可能性があります。(2) 請求者の「個人の情報にアクセスできない」と確認したことについて、その確認を教育委員会事務局が行うことができる旨の記載がある法令・通達等の文書 (3) 「記者発表をしないこと(非公表)」について、非公表とした根拠が確認できる法令・通達・マニュアル等の文書(以下「本件審査請求文書」という。)	2項第1号により不開示とすべき情報を開示することとなり、存否を答えることができない文書であるため)	
3329	「令和6年7月12日、横浜市旭区特定地に訪問した際の、(1) 管理ノートに書写した文書(2) 写真」(以下「本件審査請求文書」という。)	不開示 不存在 (請求内容に係わる書類は廃棄済みであり、保有していないため)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3328	<p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、本件開示請求書の記載から、教育委員会事務局中央図書館企画運営課が特定個人に文書を送付するなどのやり取り(以下「本件事実」という。)があったことを前提として、その記載に係る次に掲げる文書であると解される。</p> <p>ア 横浜市職員厚生会から特定個人へ郵送するはずであった通知(「みんなのMYポータル」に関する大切なお知らせ)を横浜市南区図書館が紛失している状況について、特定個人へ連絡した内容が分かる文書</p> <p>イ 実施機関が横浜市職員厚生会に対して「みんなのMYポータル」から特定個人の個人情報にアクセスできない状態を確認したことについて、その確認を実施機関が行うことのできる旨を記載した法令・通知等の文書</p> <p>ウ 特定個人へ通知を誤送付したことについて、記者発表をしないこととした根拠が確認できる法令、通達、マニュアル等の文書</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、不開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、不開示事由に該当する事実が含まれていること、二つの要件を備えていることが必要であると解される。このように、存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは不開示又は不存在を答えることによって、不開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで不開示決定をしたものなので、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>イ ①の要件の該当性について 本件開示請求書を確認したところ、特定個人が実施機関へ問合せのために送付した文</p>

答申 番号	判断の要旨
	<p>書、実施機関から特定個人へ送付した文書等が資料として添付されていることが確認された。これらの添付資料から、本件開示請求は、特定の者を名指しし、本件事実があったことを前提として開示を請求しているものであると認められる。そのため、開示請求に対して、開示決定又は不開示事由該当を理由とした不開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件審査請求文書が存在すること、すなわち、本件事実があったことを明らかにすることとなる。また、不存在による不開示決定を行った場合には、本件審査請求文書が存在しないこと、すなわち、本件事実がなかったことを明らかにすることとなる。したがって、上記①の要件に該当する。</p> <p>ウ ②の要件の該当性について 次に、本件事実、不開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。 本件事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、同号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>エ したがって、本件審査請求文書は、存否応答拒否の要件を備えている。 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3329	<p>《建築基準法等に違反する工作物等の違反是正に係る事務について》 建築局違反対策課では、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の法令に違反する建築物等について、違反建築物の所有者、占有者、工事施工者等に対して違反の是正指導や措置命令を行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》 本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、建築局違反対策課の職員が横浜市旭区特定地の訪問（以下「本件訪問」という。）の際に建築局違反対策課の職員が書き留めたメモ及び現地で撮影した写真と解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》 ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。 （ア） 本件訪問では、要望された案件の内容が旭土木事務所の所管する事務であったため、旭土木事務所に情報を共有するためにメモを取り、場所の確認のために写真撮影を行った。 （イ） その後、旭土木事務所へ情報共有を行ったが、情報共有は本件訪問の際に撮影した写真を提示し、口頭で行っており、情報共有後にはメモ及び写真を廃棄している。</p> <p>イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>《理由付記について》 審査請求人は、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条の趣旨に照らし、適切さを欠いていると主張していることから、理由付記（横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）第8条）の不備を主張するものと考えられる。本件では、不開示決定通知書において、不開示とする根拠規定を適用する理由について「請求内容に係わる書類は廃棄済みであり、保有していないため。」と記載されており、理由付記に不備があったとは認められない。 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881